次に、議席14番、斉藤政雄君。

[14番 斉藤政雄君登壇]

○14番(斉藤政雄君) 議席14番,斉藤でございます。議会を長くやらせていただいております。そういった中で、副議長が女性というのも、この定例会、この議会が初めてでございますので、私の後ろに議長の代理として副議長がいるというのも、長年やった私の一つの、功績とは言いませんけれども、皆さんにおいてもそういった状況下に置かれているかと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。大きく3つに分けて質問を出しております。まず、体罰 ということで、これは新聞に載りました、いわゆる朝原宣治さんの体罰という考え方についてのあれ です。中学校のハンドボール部では試合でミスがあると先生から頭をこづかれました。練習中に水を 飲まないのもきつかった。隠れて飲んだのがばれるとウサギ跳びをやらされました。ハードな練習を 3年間続行。全国大会にも出て自信がついた。ただ、やり方に違和感がありました。僕には合わない。 だから、高校では自由な雰囲気の陸上部を選びました。それから、自分で練習方法を考え試していく スタイルになりました。大学卒業後に留学したドイツは,日本とは違いました。スポーツは学校より 地域のクラブチームが主体。サッカーや卓球などさまざまで、子供や高齢者も参加していました。指 導する側とされる側の立場が対等なことにも驚きました。学生らはコーチに自分の意見を述べ、合わ なければ別のクラブに行く。そのコーチも、よくあることと気にしないという関係です。日本では学 校ごとの部活のほかに選択肢がない。指導者と合わなからと別の学校に行きたくてもできません。た だ、地域にクラブチームがあれば、子供の逃げ場となります。行政と企業、学校が協力して運営する クラブがもっとふえればいい。指導者とは合わないけれども、競技を続けたいという子たちの受け皿 と思います。これは朝原宣治さんの、いわゆる自分が体験したことを新聞紙上で載せたやつでありま すけれども、我々もこの最初のように、やはり部活に入ると、ちょっと怠けていると、さあ、ウサギ 跳びやってこいと,こういった状況もありました。ここにおられる多くの皆さんが体罰という形,そ のころは体罰と言っておりませんけれども、そういった雰囲気というのがあるかと思います。

なぜこのコラムを読んだかといいますと、今、スポーツ界には、いわゆるオリンピックの柔道の選手が15人で告発するとか、そういった状況に置かれている中で、子供たちもやはり教育者とのいろいろな感じがあるのではなかろうかなと。そして、やはり学校の先生もそういった中で、いろいろな問題を抱えているのではなかろうかなと思います。そういった中で、教育長には、朝原さんのこの文章を読んで、とりあえずどう感じ取るかをお聞きしたいと思います。

その他の質問においては、ここに書いてあるところを分割して、再質問の中で質問させていただき ます。

第2点として、いわゆる契約ということで、町には一般競争入札、指名競争入札、随意契約とある と思いますけれども、いわゆる24年度の町の発注はどのような状況なのか。また、一般競争入札、指 名競争入札、これはどういった違いがあるのかなという質問であります。 第3といたしまして、国家公務員退職手当法、これは午前中に新谷議員も関連みたいな感じで質問をしておりますけれども、その件に対して橋本知事は定例記者会見で、退職手当の減額を前に退職願を出した県職員が1桁いると述べ、駆け込み退職の動きがあることを明らかにした。県は引き下げの趣旨を説明した文書を配り、職員に理解を求めた。改正案は、官民差解消を目的に2012年度は約100万円、2013年度は280万円、2014年度は約400万円を減額し、3月1日施行を目指す。2012年度の定年退職予定者は約900人。知事は、民間と差があるのに、ことしだけで減額せずに受け取っていいのかと苦言を申したと、これも新聞紙上のあれでありますけれども、町のいわゆる退職の対応というものはどうなっているのか。

また、これは少し違いますけれども、かすみがうら市の宮嶋光昭市長は定例記者会見で、教育長の給料を4月から宮嶋市長の任期満了2014年7月まで10%を減額する条例案と、市職員給与を4月から1年間、職務に応じ、約5%から10%減額する条例案を今月4日の議会の開会日に提案すると、こういう市長もいるようであります。このかすみがうら市においては、議会がいろいろな形で混迷しておりますので、何度出しても否決をされているような状況かとも新聞にも書いてありますけれども、直接関係ありませんけれども、再質問の中にちょっと含めてありますので、読ませていただきました。

○副議長(内海和子君) ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。 教育長、武井貞男君。

〔教育長 武井貞男君登壇〕

これで第1回目,終わります。

○教育長(武井貞男君) それでは、斉藤政雄議員さんの朝原宣治選手の書かれました体験の感想を述べなさいということでございますので、述べさせていただきたいと思います。

スポーツ、運動は、勝ち負けは当然だと思うのですけれども、それ以上に大切なのは人間形成、心の形成だというようなことを優先しなければならないというふうに思いました。わざよりも心を磨くのだというようなのが運動、スポーツだと、こういうふうに思いました。同時に、2人の監督を私は思い起こしました。1人は、どういう監督かというと、40年前に日本が東京オリンピックでバレーボールが優勝しました。そのときの監督は大松博文という人だったと思うのですが、その大松監督は、俺についてこいというようなことで、一時は流行語になったような感じもしますけれども、とにかく俺に任せて、俺についてこいというような大松監督を思い出しました。それから、2人目の監督は、これもやや40年ぐらい前になるかと思うのですが、ラグビーの伏見高校というのがあるのです。花園のエースですね。あの伏見高校は、ある監督が就任する前は、周りの高校に100対ゼロぐらいで負けていたらしいのです。それが日本を制覇したと。その監督です。名前はちょっと忘れてしまったのですが、人呼んで泣き虫監督と、こう言われたのです。泣き虫監督。いわゆる子供と監督が共感し合った。心と心がつながった。そういうふうな監督。この場合、大松監督の、俺についてこいという監督と、泣き虫先生、泣き虫監督。どちらのほうがいいかといっても、これは両方、確かにいいかと思います。

両方すばらしいと思います。だが、どうしても許せないのは、ついてこいといっても、体罰だけは絶対にだめなのだなと。今になって私自身も反省をしているわけです。そのように感じまして、結局、朝原選手の考えを聞きまして、運動はわざを磨くと同時に心を磨くのだなという感想を持ちました。以上でございます。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 教育長の感想の中で、先ほどの質問でもちょっとそれましたけれども、柔道の暴力告発、いわゆる山口香理事。山口といえば柔道で有名な人でありますけれども、この告発は、勝者は誰もいないという形で新聞紙上でも書かれておりますけれども、そういった中で一つ思うのですけれども、いわゆる部活動というのは、小学校、中学校において指導者というものは学校の先生が義務化されている状況なのですか。それとも、その先生によって、私は向かないからやりたくないという形の表現ができる状態というのもあるのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。教育長、武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) ちょっと部活動の歩みを申し上げたいと思うのですけれども、最初は、以前はクラブ活動と言っていたわけです。そして、1週間に1時間あったわけです。ところが、平成元年あたりから1週間に1度のクラブを部活の中に入れてよろしいというようになりました。そして、平成11年に、部活の中に全て入れて、クラブはなくなってしまったというような経緯がございます。そういう中での部活の指導者の件なのですけれども、絶対に何々部の顧問になりなさい、何とかの顧問になりなさいと、そういうような文面はございません。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) そうしますと、先生によっては、部活の指導はしたくないという形を前もって、いわゆる学校の異動とかのときに、その町の教育委員会、教育委員長か教育長だかわかりませんけれども、そういった形を前もって示唆するということも可能なのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し,答弁を求めます。 教育長,武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) 今の質問なのですけれども、人事異動のとき、そういうふうな各項目があるのです。それを見て学校では云々をする、決めていくというような考え方です。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) そうしますと、とりあえず今の時点ではそういった取り決めはないという形で考えをするわけですけれども、ただ、今度、文科省が変わりまして、いわゆる柔道と剣道ですか、

必修科目ではないですけれども、ああやってなりましたよね。そうしますと、その他の、いわゆるやった選手というより、先生がいなかった場合には、指導者をどのような形で教育委員会としては見つけるわけですか。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し,答弁を求めます。 教育長,武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) 県の教育課には、県費負担の臨時補充教員というような制度がございます。 その中に、柔道の達人とか、あるいは剣道の達人、そういう方を見つけまして補充員に充てると。そ ういう形の方法も一つあると思います。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 境町には、いわゆる少年団のクラブチームですか、そういったものはどのぐらいの数があるのか。そして、成績等はどうなのか。わかる範囲内で。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し,答弁を求めます。 教育長,武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) いろいろ野球とかサッカーとか、テニスとか、いわゆる体育協会が受け持っております、関連しております部は16団体ございます。その成績につきましては、はっきりはわかりませんけれども、あるクラブ、部は県で準優勝という部もあるというふうに聞いております。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) というのは、先ほど学校のクラブの先生方が別にそういった形をしなくてもいいという形で、ただ、我々が少年団、いわゆる自分の持ったチームを教えたときとか、あと子供が中学校へ行って野球部をやったときにとか、そういったときに、いわゆるPTAの形で入ったときには、PTA関係、いわゆるそういう人たちは入らないでくださいという形の時代があったのです。そして、一時、二中においては、ナガオ君という人がいまして、その人がたまたま野球部のほうでそれに見合った先生がいなかったということで、二、三年やりましたかね。そういった時代。それと、要するに先ほど言った指導者、学習指導要領における部活の位置づけの中では、そういったものが何年のころからそういった形が変わってきたのですか。いわゆる学校の先生が別に私は、部活、野球なら野球、柔道でも、卓球でも、わからないので、そこの顧問にはなりたくないのですという時代、いいですよという形は何年前から、そういった指導法というのは文部科学省か何かで変わった時代があったのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 教育長、武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) はっきりはわかりませんですけれども、確かにそういうような教育課程の

中で位置づけは、はっきりと明記はされていないような気がいたします。 以上でございます。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 私もちょっと資料を寄せているのですけれども、そういった形がいつだかという形があれだとすれば、質問については、先ほど言いましたように、今の学校制度の中では、とりあえず学校の先生がどうしても運動関係ではなかなか指導ができないという形なので、顧問級にはならなくても、そういうのは人事の中に、いわゆる要綱の中に書いてあるから、ないということで理解いたします。いいのですけれども、いわゆる部活動とかクラブ活動というのは、小学生からそういった必修というのが今でもあるのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。教育長、武井貞男君。
- ○教育長(武井貞男君) 先ほど口足らずで申しわけなかったのですが、小学校は、今現在も週に1時間、クラブの時間はございます。先ほどの話は中学校だけです。済みませんでした。
- ○副議長(内海和子君) これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

副町長, 斉藤進君。

〔副町長 斉藤 進君登壇〕

○副町長(斉藤 進君) それでは、続きまして私から、2項目め、財務契約についてのご質問に対しお答え申し上げます。

初めに、一般競争入札についてでありますが、一般競争入札につきましては、公告によって不特定多数のものを募集し、入札によって申し込みを競争させるものでございまして、その申込者のうちから自治体に最も有利な条件を提示したものを選定し、その者と契約する方式を言います。境町においては、一般競争入札を実施する対象工事でございますが、原則といたしまして、1件の発注設計金額が建築工事については5,000万円以上、その他の工事については3,000万円以上の工事となっております。また、地方公共団体の長は入札に参加する者に必要な資格、入札の場所、日時及びその他入札に必要な事項を公告をしなければならないことになっております。

境町においては、さきの一般競争入札にて公告をいたしました平成24年度境町立境第二中学校屋内 運動場改築工事の入札参加資格の主な事項を申し上げます。発注形態が共同企業体でございましたの で、代表構成員並びに構成員ともに、技術者及び現場代理人を建設業法に従い専任で配置できるとと もに、所定の工期をもって工事を安全に施工できること。代表構成員は境町内に本店を有すること。 経営事項審査における建築一式工事の総合評点が700点以上であること。構成員は境町内に本店を有す ること。経営事項審査における建築一式工事の総合評点が500点以上であることなどを入札資格として 実施したところでございます。

次に、指名競争入札についてのご質問にお答え申し上げます。指名競争入札につきましては、ある一定の資格を有するもののうちから、特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申し込みをするものとの間に締結をする契約方法を言います。また、指名競争入札は、資力、信用、その他について適当であると認める特定多数の競争入札を選ぶことができますから、信用のない不誠実者を排除することができます。境町においての指名競争入札参加者の指名につきましては、境町工事請負業者指名委員会におきまして、境町建設工事請負業者選定に関する規定に基づき指名業者の選定を行っておるところでございます。

次に、随意契約のご質問にお答えを申し上げます。随意契約につきましては、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手を選択し締結する契約方法を言います。一般競争入札、または指名競争入札に比べて手続が簡略でございまして、相手方が特定されますので、資力、信用、技術、経験等を十分有する相手方を選定することができます。一方で、随意契約の弊害を防止するために、一定の要件に合致する場合のみ認められております。地方自治法施行令にあるように、工事または製造の請負金額が130万円、財産の買い入れ80万円、物件の買い入れ40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、これ以外のもの50万円の範囲内においてのみ随意契約ができます。ただし、性質または目的が競争入札に適しないものにつきましては、例外として認められております。

ご質問のこれまでの契約をした件数を申し上げます。一般競争入札3件,指名競争入札55件,随意契約につきましては、翌年度報告となっておりますので、平成23年度でございますが、前年度は128件となっております。いずれにいたしましても、工事等の入札につきましては、地域の産業の振興と地元業者の育成、これらを基本に最大限公平に実施をしておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 今,一般競争入札は3件だと。指名競争入札は55件ということですけれども,今,我々議会中でありますけれども,エレベーターに乗りますと契約の案内みたいなのが載っていますけれども,私の親戚にも土木やっている人がいるものですから,坂東市なのですけれども,そこでは県のほうに一般競争入札の書類を出すと,坂東市においては,県のほうから許可が出た時点で坂東市には出すこともないのだということですけれども,境町においては,もちろん古河市,坂東市において境町の業者が多分入札なり出している点もあるかと思いますけれども,そういったところの業者というのは境町にはどのぐらいあるのでしょうか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 財務課長。

- ○財務課長(島根行雄君) それでは、斉藤議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。 平成23年度、平成24年度の参加資格審査申請受け付け件数についてでございますが、これにつきま しては建設工事534件、うち町内が46件、コンサル関係343件、うち町内3件、物品製造、販売327件、 うち町内13件、役務の提供424件のうち町内9件、合計1、227件の業者が境町に申請をしております。 よろしくお願いいたします。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 財務課長、財務のほうで答えてくれたのはありがたいのですけれども、先ほど言いましたように、いわゆる一般競争入札、私の親戚の、坂東市なのですけれども、県のほうに一般競争入札して書類を出しますよね。そうしますと、県のほうで許可がおりてきますので、坂東市のほうには出さないでいいという形らしいです。そういった形というのは、境町でも、多分古河市にも坂東市にも出している業者がいるかと思います。多分、その業者はたまたま指名競争入札しか出していないかもわかりませんけれども、ただ、この間、ちょうど町と協議して、いわゆる便利帳みたいなの出されました。あの中に、ふるさと祭り協会という形で、業者15社かありますよね。その中には一般競争入札、いわゆる県のほうに出している業者というのも把握はしているのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 財務課長。
- ○財務課長(島根行雄君) それでは、お答え申し上げたいと思います。

あくまでも指名参加につきましては、各地方公共団体ごとに提出をさせていただいております。したがいまして、境町の建設業者は県にも提出をしていると、そういうことになっております。よろしくお願いします。

件数につきましては、把握はちょっと難しいということでございます。よろしくお願いいたします。○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。斉藤政雄君。

- ○14番(斉藤政雄君) ちょっとこんがらかってしまっているかと思うのですけれども、それでは、いわゆる便利帳に載っている、ふるさと祭り協会の業者さんは境町だけの業者で、その中には坂東市とか古河市とか、条例が違うのでわかりませんということか、それとも境町の業者は、いわゆる一般競争入札で県のほうに届けを出している業者はいないのではなかろうかということですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 財務課長。
- ○財務課長(島根行雄君) それでは、お答えを申し上げたいと思います。

境町に指名願を出している建設業者さん、何社かございます。その方たちは、恐らくどこの自治体 にも提出をしている。県にも提出している、坂東市さんにも提出をしている、古河市さんにも提出を している、そういうことでございますので、よろしくお願いをいたしまする

- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) というのは、今、県の仕事においては、やっぱり今の雇用という形の中で、その事業者によっては、いわゆる免許ではないけれども、そういうのを持っている人とか、あとは社会保険とか、そういったものに加入していないと、県においてはランクが下がると。要するに指名入札は大丈夫なのだけれども、その仕事によっては、あなたの会社は社会保険がなっていますかと。なっていないとなったら、AランクだったらBランクの下に、県のほうでは落ちるという話も、うちの兄貴、親戚の人は言っていたものですから、境町においては、先ほど言いましたように、そういった決めというのは境町の業者においてはあるのですか。
- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 財務課長。
- ○財務課長(島根行雄君) それでは、お答えを申し上げたいと思います。

雇用の関係の資格、要件の質問であるかと思います。これは発注の内容によりますが、茨城県においては労働者の雇用あるいは労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定などを図るため、必要な措置を講じているところでございます。境町におきましては、古河市さんも含めてなのですが、雇用等に関する要件等は講じておりません。ただし、ランクにつきましては、あくまで点数、標準格付、これは国土交通省の標準格付なのですが、それに基づきまして、A、B、C、D、そういうランクづけは行っております。よろしくお願いいたします。

○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。

○14番(斉藤政雄君) 境町では、とりあえずそういった厳しい関連は持たないけれども、先ほど副町長が指名競争について内容をちょっと言いましたが、そういった形でやっているということで、確かに今の時点では、いわゆるふるさと祭り協会の業者とも、たまにはおつき合いしますけれども、言っているのは、どうしても境町の場合は事業が少ないので、いろいろな規制をされるとかなり厳しいだろうと。そういった中で、ある一面、フリー的な形でやっているので助かるけれども、ただ、これからいろな形になると、古河市が15万、岩井市、坂東市においては六、七万ですか、そういった中で、そういった一般競争入札の形が多くなってくると、後継ぎとか、そういった問題。もちろん農家も同じですけれども、建設業界においても後継ぎとかいろいろな形の規制があるということなので、先ほど言いましたように厳しい形はなくても、ただ、ある一面、技術指導はよくしていただきまして、監督指導とか、そういった形で町の業者育成にも、ある一面、力を入れてもらいたいなと思いますので、そんなところの考え方として、とりあえず執行者である町長の考え方をちょっとお聞きいたします。

○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し,答弁を求めます。 町長,野村康雄君。

○町長(野村康雄君) 指名委員長は副町長なものですから、本当は副町長でよろしいかと思っていたのですが、多分、県の基準、これは当然と言えば当然であります。したがいまして、町内の業者でも、恐らくAランクのところはほとんどそういう社会保険に入っているとか、あるいは1級建築士が何人という基準を満たしているものと私は理解をしております。特別それを規制を厳しくするとか、そういうつもりはありませんけれども、町内でできる仕事はやっぱり町内でできるだけやっていただいて、技術の育成あるいは活性化等にこれからも努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○副議長(内海和子君) これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

副町長, 斉藤進君。

〔副町長 斉藤 進君登壇〕

○副町長(斉藤 進君) それでは、続きまして3項目め、職員関係について、1点目の国家公務員 退職手当法についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国家公務員の退職手当等改正法が一部を除き、ことし1月1日に施行されました。これは人事院による官民比較調査や昨年8月に公布されました被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部改正法附則第2条の規定などを踏まえ、退職給付の官民の均衡を図る観点から退職手当の額を引き下げまして、あわせて国家公務員共済年金の廃止に伴い、退職等年金給付を設けることを内容としております。

具体的には、退職給付の官民格差の平均402万6,000円を解消するため、調整率を現行の100分の104から、最終的に平成26年7月1日以降は100分の87にするということでございます。この国家公務員退職手当法等の改正により、昨年11月、各地方公共団体に対し、総務副大臣名にて、地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等についての要請がありました。要請の内容は、国家公務員の退職制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請するというものでありました。このため、本年3月末の退職者にも適用させた県におきましては、駆け込み退職者が出てまいりまして混乱が起きたことは、マスコミにより大々的に報じられてきたところでございます。

なお、茨城県では県退職金条例の改正が3月定例会において議決をされまして、3月1日から施行されております。県内の市町村につきましては、市町村で構成をする茨城県市町村総合事務組合がございまして、ここの条例によりまして定められておりますので、先月2月27日の組合議会に市町村職員退職手当条例等の一部改正案が提出をされまして可決されました。内容につきましては、国家公務員に準じた給付水準となっておりまして、地方公務員の場合は、ことしの4月1日から施行されまして、現行の調整率100分の104を、ことし4月1日からは100分の98に、平成26年4月1日からは100分

の92に、最終的に平成27年4月1日からは100分の87にいたしまして、3年間にわたって官民格差を解消するというものでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

したがいまして、今年度の3月31日をもって定年の方は現行のまま、来年定年を迎える方は、斉藤議員おっしゃるように在職35年、本俸が40万のモデルのケースで、来年は140万円の減、その次の年は280万円の減、最終的な平成27年が400万と言われていますが、実際390万というふうに言われております。したがいまして、この3年間にわたって、退職金をそれぞれそういったことで減らしていくということが、この県内の市町村の事務組合で先月可決をされた、こういうことでございます。したがいまして、県内の市町村の職員だけではなくて、西南地方広域市町村とか消防関係も、県の退職手当のほう、総合事務組合に加盟をしてございますので、それと環境センターの職員とか、同じような扱いになる、こういうことでございますので、ひとつよろしくご理解のほうをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。
- ○14番(斉藤政雄君) 確認なのですけれども、いわゆる境町でも来年以降は、そういった形で退職 金が減るということでいいのですね。

これは、たまたま広報「さかい」ですか、それに載っていたものを持ってきたのですけれども、境 町においては、いわゆる4級ですか、課長補佐、係長が50人、5級、課長が20人、6級で部長が7人 という形になりますと、ここで77人の課長補佐以上の人がいるわけです。その人たちの年齢を見ると、 大体実際は40歳は回っているのではなかろうかなと思いますけれども,そういった中で,ことしも13 人ぐらい退職しますよね。齊藤政一議員の質問でも同じですけれども、やはり部長、課長、課長補佐、 いわゆるこの人が70人ぐらいもいるものですから、なかなか縦横のあれというのが、特に境の場合は、 我々感じるのですけれども、58歳を前にして、いわゆる勧奨だという形でやめていく人が、ここ最近 ちょっと多いのですけれども、これからも、男のほうは生活があるから、一概にそれがあるからやめ るというのはなかなか難しいかと思いますけれども、女性のほうになりますと、そういった形で140 万だ,次は280万だ,次は300万と下がっていきますと,55歳前に,55歳過ぎて年数があれば,そこで やめたいという人が出てくると,今,町長は,ここ3年間で新しい職員を10人から十二,三人の中で, 来年も入れるという形であれば、やはり指導する人たちがやめていきますと、その間のまた空間の中 でギャップが出たりするのではなかろうかと思うのですけれども.一概に言いませんけれども.やは り勧奨という形のものを58歳ではなくて、もう少し年齢を下げて、それであと残った人たちは、4年 なら4年、3年なら3年、やはり境町の将来を考え、先ほど言いました新しい職員さんが10人入った って,4年たてば40人から50人,その人たちに指導するという形のもとで,こういうものだと教えて いく人も残していかないと、そうでなくても、先ほど齊藤政一議員が質問した中で、なかなか検討し

ますけれども、検討していないのだという形が多いのが境町の人たちではないかなと思いますので、 そこら辺のところ、町長、今後の考え方として、勧奨をなくせとは言いませんけれども、どう考えているか、副町長よりは町長のほうが早いと思うので、町長。

- ○副議長(内海和子君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 町長、野村康雄君。
- ○町長(野村康雄君) お答え申し上げます。

これは、国家公務員から地方公務員まで全部退職金は3年かけて下がるということなのです。最大400万ですか。これまでは全部3年かけて下がるということになりますから、それ以降はそのままずっと行くわけです。したがいまして、今40代の人が55歳になったときは、もっと下がるのか、そういうことではありませんので、議員さんおっしゃるような早めるというふうなあれは余り考えられないのですけれども、ただ、勧奨退職制度、これは58歳の60歳というのは、私も非常に矛盾があるとは思っています。せめて56歳か55歳ぐらいでもいいのかなというふうには思ってはおりますけれども、これらにつきましては総務部長を中心に組合との話し合いもありますので、そういう中で今後協議をさせていただきたいとは思っております。

ただ、ご存じのとおり、ことしまでの人は60歳でいいのですけれども、来年定年になる人は、今度61歳にならないと正式な年金がいただけません。これは段階的に65歳までいきます、何年か。そうすると、60歳から65歳までの間を今度はどうするのかという問題が必ず起きてまいります。もう既に来年からはそういう問題が起きてくるわけですから、そういうものとの兼ね合いもこれは一緒にやっていかないと、職員の皆さんも大変ですし、これは一般の企業でも同じなのですけれども、そういう問題は勘案しながら、そういう制度も一緒に考えていかなければいけないのではないかと思っておりますので、その辺も含めて今後協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○副議長(内海和子君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。 斉藤政雄君。

〇14番(斉藤政雄君) 町長は執行者でありますので、職員を考えたり、いろいろなことを考えてやっている。ただ、我々は、私も4月には64歳になりますけれども、あと齊藤政一議員の時代が19年。いわゆる16年生まれとか、その人たちがわんさといるのですね。我々の団塊の世代の人が、いわゆる60歳から六十四、五歳の人もどこにもいるのです。そういった時代ですから。そうしますと、やはり先ほど言いましたように、役場の人も二十二、三、四で入った、25歳で入ったとしても、40年近く勤めると、やはり65歳まで働くというのが、国がそういうこと言っていますからしようがないのですけれども、やはり35年か45年働きますと、もういいのかなと。農家の人は土地を持っていますから、どうしたって土地を草ぼうぼうにできないから、60歳になっても、70歳になっても、80歳になっても働く。だけれども、そこのうちの子供たちはそれを見ていますから、あそこまで働かなくては、うちが

やっていけないのかなという、そういう感じは持ちませんけれども、どうしてもそういったギャップってありますので、ぜひ町長には一つの考え方として、やはり我々議員という形になりますと、勧奨、勧奨で58歳前にやめるから、その人が今度は役場をやめた。働き場所がないからって、役場のいろいろなところで働いていますと、民間の人たちは、ちょっとおかしいのではないかという感じも、ある一面とられますので、そこら辺のところ、当たりさわりないようにいろいろな形で研究していただきまして、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○副議長(内海和子君) これで斉藤政雄君の一般質問を終わります。